

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2019年6月20日 |
| 【会社名】 | 株式会社カナデン |
| 【英訳名】 | KANADEN CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 本橋伸幸 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区新橋四丁目22番4号 |
| 【電話番号】 | 東京03(3433)1211(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 管理統括室 総務部長 黒田暢彦 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区新橋四丁目22番4号 |
| 【電話番号】 | 東京03(3433)1211(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 管理統括室 総務部長 黒田暢彦 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社カナデン関西支社 (大阪市中央区松屋町7番7号) 株式会社カナデン中部支店 (名古屋市中村区名駅南一丁目19番1号) 株式会社カナデン九州支店 (北九州市小倉北区菜園場一丁目2番20号) 株式会社カナデン東北支店 (仙台市青葉区上杉一丁目17番7号(仙台上杉ビル)) 株式会社カナデン神奈川支店 (横浜市中区本町一丁目3番地(綜通横浜ビル)) 株式会社カナデン北関東支店 (さいたま市大宮区宮町四丁目150番地1(カネゲンビル)) (注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありません が、投資家の便宜のため縦覧に供しております。 |

1【提出理由】

2019年6月19日開催の当社第169回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

複数箇所に分かれた本社事務所を集約し、事業部門間の連携を強化するとともに、就業環境を改善し生産性の向上を図るため、本店所在地を東京都港区から東京都中央区に移転することとし、これに伴い現行定款第3条に定める本店の所在地につき所要の変更を行う。

なお、本変更については、2019年8月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとして、その旨の附則を設けるとともに、その効力発生後に当該附則の削除をする。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、本橋伸幸、島本和徳、神毅、永島義郎、森寿隆、齋藤真輔、井口明夫及び三枝裕典を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、山村耕三を選任する。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役として、鳥越純也及び竹内明を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) |
|-------|---------|--------|-------|------------|------------------|
| 第1号議案 | 231,478 | 226 | 0 | (注)1 | 可決(99.86%) |
| 第2号議案 | | | | (注)2 | |
| 本橋 伸幸 | 229,526 | 2,178 | 0 | | 可決(99.02%) |
| 島本 和徳 | 231,144 | 560 | 0 | | 可決(99.71%) |
| 神 毅 | 225,458 | 6,246 | 0 | | 可決(97.26%) |
| 永島 義郎 | 230,981 | 723 | 0 | | 可決(99.64%) |
| 森 寿隆 | 231,042 | 662 | 0 | | 可決(99.67%) |
| 齋藤 真輔 | 231,187 | 517 | 0 | | 可決(99.73%) |
| 井口 明夫 | 231,177 | 527 | 0 | | 可決(99.73%) |
| 三枝 裕典 | 231,154 | 550 | 0 | 可決(99.72%) | |
| 第3号議案 | | | | | |
| 山村 耕三 | 178,548 | 53,156 | 0 | | 可決(77.02%) |
| 第4号議案 | | | | | |
| 鳥越 純也 | 179,447 | 52,257 | 0 | | 可決(77.41%) |
| 竹内 明 | 196,713 | 34,991 | 0 | | 可決(84.86%) |

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 賛成の割合の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても、出席株主の議決権の数に算入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

以上